No.	質問	回答
1	２９ページで示された東京都の排出量/移動量が少ないのは意外ですが、 何か特別な理由がありますでしょうか。	PRTR届出がそのようになっています。大規模工場の立地が周辺の各県と比べて少ないためかもしれません。
2	ボパール事故が発端だとすると、桁違いの放出となる事故時や異常時の放出量、移動量、さらには汚染量の把握が重要かと思います。化管法で平常時が把握されているのは大きいと思います。それにしても、まただからこそ事故や異常時を把握する仕組みは化管法の枠の内外でできているのでしょうか？	排出量が非常に大きい場合、事業者に照会を行い、その結果事故があったことが分かる場合があります。PRTR届出は年1回なので、事故の発生がどの時点かによりますが、報告までにタイムラグがあります。他の法律や条令によって速やかに関係当局に報告するよう規定されていると承知しております。なお11/4に改訂された化学物質管理指針にも、災害による被害防止の観点から、平時からの取組みや地方公共団体との連携が留意事項として追加されました。
3	p.31の届出外排出量はどのように算出経緯ですか。	届出外排出量推計は、国（化管法を所管する経済産業省及び環境省）において行われています。詳細については下記URLの環境省HPをご覧ください。 https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/todokedegai_siryo.html
4	ＧＨＳに金属は酸化物と金以外は登録されています　新しい化学物質管理　ばく露測定で　金属粉　ヒュームが多々測定された時の対応をおしえていただけますか	ご質問の件は化管法ではなく、安衛法（厚生労働省所管）で求められている事項かと思いますので、詳細は所管部署である厚生労働省の労働安全衛生法担当課にお聞き頂ければ幸いです。（なおあくまでもご参考ですが、おそらく経気道吸収、経皮吸収の有害性を調査してそれぞれの有害性評価値を求め、ばく露濃度と比較してリスク評価することになるのではないか、とは思いますが、詳細は前述の部署にお聞き下さい。）
5	先ほど、冒頭で化兵法をカヘイホウと読まれていましたがカヘイホウでは貨幣法と間違うことになります。 施工（セコウ）と施行（シコウ）と同じように間違いの少ない呼称が良いと思います。	ご指摘に感謝いたします。
6	PRTRけんさくんにより、第三者がある特定事業所から発生する第一種指定化学物質の排出量・移動量を調べることは可能でしょうか。	可能です。

No.	質問	回答
7	排出量・移動量の算出の際に用いる排出係数や物性値はどのように選定すればよいですか。	ケースバイケースだと思います。排出量等算出マニュアル（下記URL）をご覧になり、自社の状況に最も合致する方法を選ばれるとよいと思います。 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru.html
8	Ｐ３３のＳＤＳについて アメリカでは今でもＭＳＤＳのままなので注意が必要だと思います。	ご指摘に感謝いたします。
9	輸入製品について、日本のSDSを理解頂けるよう英語版の一刻も早い発行をお願いします。（SDS作成ガイド等の英語版）	ご質問の「SDS作成ガイド」とは、経済産業省から公表されている「化管法に基づくSDS・ラベル作成ガイド」の事かと思いますので、経済産業省へ直接ご要望をお伝え頂く方がよろしいのではないかと存じます。
10	NITE-Gmiccsの利用は有料ですか、無料ですか？	無料です。
11	前回の化管法指定化学物質の改正時には、施行日の6か月前に情報を提供することが政令に記載されていたと記憶していますが、今回は「要請」となったのは如何なる理由でしょうか？ サプライチェーン全体を考えるなら、すでに2024年4月1日から施行される指定化学物質の情報を川下ユーザーに既に提供していなければならないと考えるのですが、法的義務では無いという理由で事前に情報を提供しないサプライヤーに対してどのように情報提供を要請したらよいとお考えですか？	法律を所管する経済産業省もしくは環境省にお尋ねください。（ご参考までですが、前者については前回改正では、公布から施行まで期間が約11か月と１年未満でしたが、今回は、政令公布から施行までの期間が約1年半と前回より長い事が一因と思われます。） （次のURLのSDS目安箱をご利用いただけます。 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info_msds.html　）
12	指定化学物質がSDS制度の対象となる濃度以上含有している可能性があるが、分析等ができず断定できない場合はどのように対応するべきでしょうか。	法律を所管する経済産業省もしくは環境省にお尋ねください。（次のURLのSDS目安箱をご利用いただけます。 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info_msds.html　）

No.	質問	回答
13	政令改正で、１種から２種、または1種だったものが一気に除外されたのはどういう理由からですか？	国の審議会において、どのような母集団から選定するか、どのような基準で第一種もしくは第二種指定化学物質に指定するかが検討、決定され、その基準に従って指定されます。詳しくは次のURLの報告書をご覧ください。 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/202008toshin.pdf
14	金属はＧＨＳに金以外全て酸化物で登録されています　金属、非鉄金属メーカーのＳＤＳに鋼材としては、一般的な環境下では、現在の所危険有害性に関する有用な情報なし、ただし　溶接、溶断等にTもナウヒュームや研磨等微粉は呼吸器、目他の粘膜を刺激する場合が有り等、記載があります　商社が　切断、熱処理等加工を加えた場合ＳＤＳの対応はどのようにすればよいでしょうか	製品中の第一種もしくは第二種指定化学物質の含有量をSDSに記載する必要があります。
15	SDSは日本語でということですが、海外から商社経由で輸入したものについては日本語のSDSが入手できるような法律はあるのでしょうか。	国内の商社を通して入手したものであれば、輸入業者が第一種もしくは第二種指定化学物質を含む製品を国内の他の事業者に譲渡・提供する場合、SDSを交付することが義務づけられています。
16	化審法の対象物質や届出内容と化管法の対象物質や届出内容はどのように関連しているのでしょうか？	化管法の対象物質を選定する国の審議会において、対象物質選定の母集団に化審法の第一種及び第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質、一般化学物質のうち有害性クラス付与済みの物質が含まれています。詳しくは次のURLの報告書をご覧ください。 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/202008toshin.pdf
17	15ページの一般消費者用の製品、とありますが、一般に入手可能なもの、として指定化学物質が高濃度でも1トン未満だろう、という理由でモニタリング対象外にする、なる、という解釈で良いでしょうか？	一般消費者用の製品中に含まれる第一種指定化学物質についてはPRTRの報告義務はありません。必要なものについては、届出外推計として、国が、家庭からの排出量に含め推計しています。（スライド24ページ目ご参照）

No.	質問	回答
18	指定物質のカテゴリーの変更はどのようにして行われるものでしょうか。	PRTR対象物質選定に係る国の審議会において行われます。詳しくは次のURLの報告書をご覧ください。 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/202008toshin.pdf
19	SDSについてのお聞きしたいと思います。SDSには記載項目についての規定はありますが、記載内容についての精度、正確性についての担保はどう図られるのでしょうか。	SDSの記載内容の精度、正確性について、含有量は有効数字2桁で記載するように規定されています。会社情報は記載するよう規定されているので、疑義がある場合は照会頂くことになると思います。
20	電子報告について教えて下さい	PRTR電子届出についてのご質問と理解しました。都道府県（もしくは委任市町村）に電子情報処理組織使用届出を提出し、ログインIDと（初期）パスワードの交付を受けるだけで、インターネットを介してPRTR届出システムに接続できるようになり、事業所のパソコンからPRTR届出、照会への回答、登録情報の変更等が行えるようになり、とても便利です。詳しくは以下URLをご覧ください。 ★電子化促進の説明資料： https://www.nite.go.jp/chem/prtr/data/pdf/notice/denshikasokushin.pdf ★電子届出の操作説明動画： https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWKUOj3xAKkv8NXDjxRL7yIl0lG5jZS ★電子届出が初めての方に： https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.
21	SDSに1%未満と記載されている場合があります。	第一種もしくは第二種指定化学物質が1%未満という記載でしょうか？ 化管法上は、指定化学物質の含有率が規定含有率未満の製品には、化管法に基づくSDSの提供義務及びラベルによる表示の努力義務はありません。 ※規定含有率以上：第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質ともに1質量%以上（ただし、特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）

No.	質問	回答
22	1種・2種から除外された物質が以前のSDSへ記載されていた場合、SDSから記載を除外する、という対応でよろしいでしょうか。 良い場合、単に記載をなくすだけでいいのか？あるいは「1種より除外となった」というような注記を書く必要があるでしょうか？	今回の改正政令の施行日は令和5年4月1日です。このため、令和5年3月31日までは現在のSDSを使用できますが、改正政令公布から施行日までの間、SDSにおいて改正前後の指定対象化学物質の適用法令の化管法適用時期を書き分けることも可能です。詳しくは、経済産業省の以下のHP（化管法SDS制度に関するQ&A　問107）をご参照下さい。 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html#q107
23	メーカーの場合、含有量の確定が必要、とのことですが、確定させる数値は分析値でしょうか？理論上の値でいいのでしょうか？分析値の場合、分析方法の指定はあるのでしょうか？	製品中の第一種もしくは第二種指定化学物質の含有量を有効数字2桁でSDSに記載する必要があります。
24	（SDSに1%未満と記載されている場合があります。　→21　は24の一部？）PRTR集計では1%の含有量として算出すべきですか？管理対象外と考えて差し支えないでしょうか？	第一種指定化学物質を1質量％以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量％以上）含む製品はPRTR報告対象となります。
25	PRTR届出を電子届出にて実施するため、使用登録やデータの登録を行ったあとでも、書面届出にて提出することは可能ですか。	PRTR届出を電子届出で行った場合、同じ年度の届出を書面で提出することはできません。メリットの多い電子届出が推奨されておりますので、是非電子届出をご活用下さい。 電子届出の操作方法についての説明動画（https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWKUOj3xAKkv8NXDjxRL7yIl0lG5jZS）もございますので、ご活用下さい。
26	海外製品の輸入した日本企業が日本語版のSDSを作る義務があるのではないでしょうか？	輸入業者が第一種もしくは第二種指定化学物質を含む製品を国内の他の事業者に譲渡・提供する場合、SDSを交付することが義務づけられています。
27	スライド27のグラフにて、排出量と移動量の両方にトルエンが含まれているのにはなぜですか。	トルエンを環境中に排出し、その排出量を報告している事業者とトルエンを含む廃棄物を事業所外に移動して、その移動量を報告している事業者がいるためです。
28	SDSに原材料情報(製造メーカー名)を記載する義務はないのか？	SDSを作成、交付する事業者の会社情報を記載することになっています。

No.	質問	回答
29	SDSの更新版の提供は、「努めなければならない」とありますが、義務ではなく努力義務なのでしょうか？違反したときに罰則は有りますか？	「SDSの更新版」が何を意味するか不明ですが、これがSDSに関する情報の内容に変更を行う必要が生じた場合のことを指すようであれば、速やかに変更後のSDSを提供するように努めて下さい。なおこれが、改正政令の施行によりＳＤＳの記載の切替えが必要な場合であれば、可能な限り速やかにご対応をお願いいたします。後者については、化管法第15条による勧告等の対象となりますので、ご留意下さい（詳細は、経済産業省のHP「化管法SDS制度に関するQ&A　問85」https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html#q85）。 なお一般に「努めなければならない」とある場合は努力義務で、罰則はありません。
30	安衛法改正で別容器で保管する場合にGHSラベル貼付けによる伝達が必要になりますが、NITE-Gmiccsを使用してラベル作成は有効でしょうか。	NITE-Gmiccsは労働安全衛生法で推奨されているJIS Z 7253に則ったGHSラベルを作成することができるため、ご活用いただけますと幸いです。ただし法律上で記載が求められる項目については必ずご自身でご確認いたけますようお願いいたします。